

共催・後援の申請をされる方は、事前に次の事項をご確認ください

共催・後援の区別

共催・後援は、次のように区別されます。

共催	本市が行事の主催者の一員として行事の企画・運営に参画している場合 ^{※1} の市の名義使用
後援	共催以外の市の名義使用

※1 行事の経費の一部を負担している場合や行事の一部を分担して実施する場合があります。

主催者に関する事項

共催・後援の対象となる主催者は、次のいずれかに該当する方となります。

- 国および地方公共団体
- 国および地方公共団体が構成員に含まれる団体
- 学校および学校の連合体
- 公共組合及び公共的団体^{※1}
- 公益法人およびこれに準ずる団体^{※2}
- その他市長^{※3}が適当と認めた団体で、営利を目的としないもの

※1 この場合の公共的団体とは、地方自治法第157条に規定するものを指します。

※2 宗教法人は対象外となります。

※3 行事が教育委員会に関するものである場合は、教育長となります。

行事に関する事項

共催・後援の対象となる行事は、次の**すべてに該当**するものとなります。

- 市政の振興、発展、市民福祉の向上または地域社会の向上・発展に寄与するものであること。
- 無料で実施されるものであること。^{※1}
- 主催者の存在が明確であること。
- 講習会にあたるもの場合は、講習の目的に照らし、その講師が真に適当な者であると認められること。
- 公衆衛生及び災害防止について、十分な設備装置が講じられた開催場所であること。

※1 入場料・参加料などが実費相当額である場合や収益の全部を寄附する場合があります。

なお、上記に該当する主催者・行事である場合でも、**公共の利益に反するものや特定の政党・宗教等に関するもの、暴力団等に関するものなどは、市の名義使用を許可しておりません**ので、ご了承ください。